

野焼きは禁止されています!

1. 廃棄物は適正に処理する必要があります。

○農業により発生したごみは、次のいずれかの方法で処理

- ・果樹等の剪定枝や枝豆の残渣などは、ごみ焼却施設へ直接持ち込む
(長さ 60cm 以内かつ 1 本の直径 10cm 以内 10kg 当り 120 円)
- ・一般廃棄物処分許可業者へ持ち込むまたは収集と処理を依頼
- ◆農業に伴い発生する廃棄物は事業系一般廃棄物です。ごみステーションには出せません。
- ◆農業用ビニールなどの産業廃棄物は、産業廃棄物処理業許可業者に依頼して適正に処理してください。

2. 廃棄物の焼却は、法令でやむを得ないとされる場合を除いて禁止されています。

【やむを得ない場合の例】

- ・病虫害防除のための焼却
- ・土壌改良のためのくん炭づくり、草木灰づくり
- ・焼き畑農業
- ・どんと焼きなどの「しめ縄、門松等」を焚く行事、塔婆の供養焼却
- ・落ち葉焚き、キャンプファイヤー
- ◆上記の場合でも、必ず下記の事項を守ってください。
 - 燃えやすい物の近くでは行わない(住宅の近くでは苦情が出ないように配慮して行うこと)
 - 消火器、水バケツ、スコップ等の消火用具を用意する
 - 空気が乾燥しているときや風が強いときは行わない
 - 一度に大量に燃やさない
 - たき火中は火のそばから離れず、終わったら確実に消火する
 - 急激に燃え広がり消火できない場合は、速やかに 119 番通報する
- ◆家庭ごみや農業用ビニール等を燃やす行為は、絶対にしないこと。

◎上記のたき火を行うときは、3日前までに役場建設環境課または鶴岡市消防署三川分署に届出をしてください。

問合せ先

役場建設環境課環境整備係 ☎ 35-7036

鶴岡市消防署三川分署 ☎ 66-3021